

議案第19号

京田辺市松井財産区財産の処分について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第3条の規定に基づき、別紙のとおり京田辺市松井財産区財産を処分するため
、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、大型物流施設建設事業用地等として、京田辺市松井財産区財産を処分するため、提案するものである。

別紙

1 処分財産（土地）

所在	地番	地目	面積
京田辺市松井今池	36番31	畠	229m ²
	36番33	畠	382m ²
	36番34	山林	35m ²
	36番36	山林	289m ²
	36番38	山林	102m ²
	36番39	畠	589m ²
	36番62	山林	674m ²
	36番65	山林	524m ²
	36番66	山林	438m ²
	36番69	山林	374m ²
	36番71	山林	173m ²
	36番72	山林	200m ²
	36番74	山林	161m ²
	36番76	山林	232m ²
	36番77	山林	353m ²
	36番79	山林	316m ²
	36番82	山林	619m ²
	36番87	山林	717m ²
	36番89	山林	74m ²
	36番90	山林	256m ²
	36番92	山林	196m ²
	36番95	山林	77m ²
	36番57	山林	613m ²
	36番59	山林	144m ²
	36番61	山林	290m ²
計			8,057m ²

2 処分価格 150,670,000円

3 処分方法 売払い

4 処分の相手方

所在地 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

氏名 伊吹特定目的会社 取締役 稲田 秀

位置図 (1/2, 500)

所在地：京田辺市松井今池

